

舞鶴市近代化遺産保存計画

令和8年3月

舞鶴市

目 次

1. はじめに3
2. 埋もれた近代化遺産3
参考 抜粋 舞鶴市文化財保存活用地域計画	
3. 近代化遺産のリストアップ6
3-1舞鶴の近代化遺産	
3-2現状調査	
3-3旧軍関係施設	
3-4都市化の歩みを物語る民間施設	
4. 分類8
4-1旧軍事施設の分類	
4-2所有者の分類	
4-3データベースと分類	
5. データベースの作成18
5-1舞鶴市近代化遺産データベース作成要項	
5-2舞鶴市近代化遺産データベース【個票】	
5-3分類別件数一覧	
【調査から登録までの概念図】	
6. 保存指針21
6-1保存指針の概要	
6-2望ましい状態	
6-3市の関与の程度	
7. 保存基準23
7-1保存状態ランク	
7-2保存状態ランクの概要	
7-3構成要素ごとの評価と保存状態ランク	
7-4保存状態ランクの決定	

8. 保存の意義	
8-1保存	……………27
8-2改変の許容範囲	
8-3専門家による助言	
9. 審議会	
10. 認定と周知	……………28
10-1周知	……………28
10-2選定リストへの記載と認定	
10-3認定後の対応	
10-4認定後の建造物等の現状変更	
10-5関係者等からの認定の申し出	
10-6認定物件の留意点	
10-7近代和風建築（住居系）	
11. 近代化遺産を取り巻く景観の保全	
12. 市民への啓発	……………31
13. 国登録・市の文化財指定への積極的な取り組み	……………32
14. 対象物の存続または記録	……………32
14-1物件の存続	……………33
14-2記録保存	
15. おわりに	……………33
参考 抜粋 舞鶴市文化財保存活用地域計画	
【参考】 舞鶴市近代化遺産保存審議会条例	……………35
【参考】 軍転法の施行による転活用	……………38
	……………40

舞鶴市近代化遺産保存計画

1. はじめに

日本の歴史において、幕末から明治時代にかけての文明開化は大きな変革期と言われる、特に西洋の文化や技術が導入されたことで、全国的に産業、交通、土木が著しく発展し、とりわけ産業の機械化は生産量を飛躍的に増加させ、各地の地域経済を大きく発展させました。

しかし、機械化とは無縁の産業しかなかった舞鶴は、文明開化の波に乘れずに取り残されてきました。そんな舞鶴に転機が訪れたのが、明治34年(1991)の海軍鎮守府の開設です。軍港建設だけでなく、それに伴う市街地の整備、鉄道の延伸、水道や電気の普及など、まちの様相から人々の生活に至るまで、あらゆるものが目覚ましく変化していく日々は、当時の人々にとって心躍るものであったと想像されます。

まさに舞鶴にとって「遅れてやって来た文明開化」は、海軍鎮守府による近代化に大きく起因すると言えます。この時代に築かれた都市の基盤や産業は、今日の舞鶴のインフラを支え、その多くは近代化遺産として位置づけられています。遺産と聞くと古めかしいものと思われがちですが、それらは今も私たちの生活を支え続けているのです。

本計画は、舞鶴市文化財保存活用地域計画を上位計画とし、近代化遺産と位置付けられる建造物等について、次世代に継承するための保存方法等の指針を定めるものです。

2. 埋もれた近代化遺産

舞鶴は、かつての軍港都市の建設に伴い軍用地や建造物が整備されましたが、戦後は海上自衛隊や海上保安庁、基幹産業となる造船や硝子工場、また舞鶴工業高等専門学校や日星高等学校など、多岐にわたる用途に転活用され、本市の発展に貢献し続けているものが多くあります。一方で、軍港時代の主要施設の中には、建造物が現存しながらも、戦後80年を経た今日まで保存の検討がなされず、結果として放置されているものが多数存在しています。市民生活の中に溶け込み見過ごされているものや、逆に生活とか

け離れた場所にあるなどその理由は様々ですが、それらが大変貴重な「近代化遺産」であるということを、多くの市民や所有者は気づいていません。

1990年代の赤れんが博物館の保存・活用を契機とした煉瓦建造物に対する再認識により、舞鶴は「赤れんがのまち」として全国的に近代化遺産の保存活用が進んだ先進都市として評価されるようになりました。しかし、これは主に市役所周辺の旧海軍の煉瓦倉庫で市が直接的に主導できる建造物の保存・活用に過ぎず、市内に現存する近代化遺産の全体像を把握した上でのことではなく、保存と放置の二極化が解消されることには繋がりませんでした。

このため、早期に現状を調査し、それらを次世代へ継承するため、まずは近代化遺産の保存について指針を定めて明確な取り組みを進める必要があります。

ものがたり5：舞鶴鎮守府開庁により築かれた関連文化財群

○舞鶴鎮守府開庁による施設整備

日本の近代化にともない、政府は清国・ロシアを意識した軍備の増強に努め、明治22年（1889）、海軍の根拠地となる鎮守府を舞鶴に設置することを決定した。明治34年（1901）に鎮守府が開庁したことで、舞鶴は日本で4番目、日本海側で唯一の軍港として重要な海軍の拠点となり、軍港都市として急速な発展を遂げていった。

鎮守府では、明治26年（1893）、石炭貯蔵庫の建設を皮切りに、大正期にかけて、舞鶴海軍兵器工廠、舞鶴海軍工廠、旧舞鶴鎮守府軍需部倉庫などの海軍施設が建設された。また、鎮守府設置が決まると、物資輸送に必要な道路や京阪神と舞鶴を結ぶ鉄道などの交通網が整備され、明治37年（1904）の福知山・新舞鶴間の官設舞鶴線開通以降、小浜線、宮津線が順次開通した。現在も、JR舞鶴線の橋梁施設やトンネルなどの鉄道施設が使用されており、近代化の礎をみることができる。交通網の整備によって、山陰線や北陸線が結ばれ、未開通部分は海舞鶴駅から鉄道連絡船で補うことで、日本海側の交通は確保された。また、昭和元年（1926）に、ウラジオストックと舞鶴を結ぶ航路が開通したことで、人や物資が行き交う十字路の要となった。その他、艦艇用の補給用水の確保を目的に、貯水池や浄水場などの水道施設が整備された。石張りコンクリートでつくられた堰堤は、今も静かな自然のなかで落ち着いた風景を創出している。

近代化遺産の象徴ともいえるべき「れんが」は、由良川河口にある神崎ホフマン式輪窯で製作された。天にむかって伸びる数本の煙突をもつ建物は、全国で4基のみが残る貴重なものであり、舞鶴の近代化を支えた象徴的な建物となっている（現在、煙突は倒壊を防ぐため短くして地上に保存）。

現在、舞鶴には、赤れんがの建造物が約120件確認されており、旧海軍の主要施設などれんが造の近代化遺産が群を成して現存していることは、大変貴重なことである。こうした建造物によって、欧米の雰囲気と和の趣向をあわせもつ、舞鶴市の特徴的な町並みをつくりだしている。

戦後、鎮守府や海軍工廠は解体されたが、舞鶴市では平成5年(1993)の赤れんが博物館開館以降、順次、市役所に隣接する赤れんが倉庫群の活用を推進し、平成24年(2012)には「舞鶴赤れんがパーク」としてグランドオープン、のちに日本遺産の構成文化財となるこれらの建築物を最大限に活用し、多くの市民や観光客に利用されている。

○鎮守府設置にともなう市街地の形成

東地区は、かつては小さな半農半漁の村であったが、海軍の鎮守府開設にともなって、軍港都市として計画的なまちづくりが行われた。

河川は流路を変え、艦艇が接岸する場所には、すべて石積みの護岸が築かれた。寺川石積護岸や榎川石積護岸など、現在も造成当時の様相をとどめている。

軍港設置にともない多くの海軍軍人と海軍関係者、その家族の移住に対応するべく、浜・余部下・余部上は新たな市街地の中心として造成されることとなった。明治36年（1903）、市街地は碁盤目状に整備された。通りには軍艦の名前がつけられ、海軍との密接な関わりを色濃く残す全国でも珍しい特徴がみられる。市街地には全国から商業者等が集まり賑わいをみせ、昭和20年（1945）の終戦まで「海軍のまち」として特異な発展をみせた。今も東地区には、かつて軍港を中核として整備された都市基盤が残されており、市民生活のなかに生き続けている。

○海軍が生んだ食文化（略）

○海軍鎮守府開庁により築かれた関連文化財群

舞鶴は、海軍鎮守府開庁によって、海軍施設と都市インフラが整備され、軍港都市として発展を遂げた。戦後、鎮守府や海軍工廠は解体したが、海軍によって築かれた近代化の歴史や文化、地域資源等を最大限に活用する取り組みがなされており、平和産業港湾都市にふさわしいまちづくりが推し進められている。

3. 近代化遺産のリストアップ

3-1 舞鶴の近代化遺産

我が国では、幕末から第二次世界大戦期、特に明治から大正期にかけて「近代的手法」によって発展した産業、交通、土木などに関する遺産が「近代化遺産」として位置づけられています。

舞鶴においては、明治34年(1901)の舞鶴鎮守府開庁による軍港都市建設が、近代的手法を取り入れられる大きな契機となりました。

舞鶴では、幕末から鎮守府設置が内定した明治20年頃までの近代化遺産は非常に限られたものです。これは、舞鶴における近代化が明治という新しい時代とともに訪れたのではなく、かなり遅れて到来したことを意味します。そのため、本計画で対象となる近代化遺産のほとんどは、この「海軍鎮守府の開庁」が重要なキーワードとなります。

海軍や陸軍の旧軍関連施設がその多くを占めますが、舞鶴に鎮守府が開庁したことを契機に、もともと集落が点在していただけの東地区に、新たな都市計画による近代都市が形成されました。そのため現在の東市街地エリアに現存する当時の民間建築の多くも近代化遺産としてとらえることができます。したがって、旧軍関連施設だけではなく、民間建築を含めて検証する必要があります。

中でも、建設から今日まで現存している経緯を詳細に検証することは非常に重要です。その上で、住宅などについては当時の特徴や時代背景をよく残しているものを抽出し、保存すべき近代化遺産として認定できるかどうか等十分に検討を進める必要があります。

3-2 現状調査

舞鶴海軍鎮守府の開庁によって、舞鶴は鎮守府施設エリアと東地区・中地区の都市化エリアとの明確な区分がもたらされました。

特に東地区エリアでは、碁盤の目のような道路計画に基づいた新たな都市計画やインフラ整備が進められ、町の様子は劇的に変化し近代都市となりました。

また、他の鎮守府にはない特徴として、通り名に艦艇名が付けられたことがあげられます。新しく整備された東市街地には多くの建物が鎮守府開庁に併せて一気に建てられ

たと考えられています。したがって、当時から今日まで現存するこれらのエリアの建造物は、近代化遺産として検証の対象となります。

これらの対象物は、鎮守府開庁に伴う軍事的な目的だけでなく、新しい都市の形成の中で市民生活に密接に関連したものが多数含まれています。そのため、適切な分類を行うことが重要です。これにより、建物の関係者（所有者・関係機関等）や一般市民が、その史実や背景をより身近に感じ、価値ある建造物として再認識する機会を得られると考えられます。

近代化遺産と市民生活が密接に関わっていることの理解は、今後の取り組みを進める上で不可欠です。特に旧軍事施設以外の都市形成の中で市民生活に関連した建造物については、軍都として整備される過程で市街地が発展してきたという歴史的背景を、市民が身近なものとして理解できるよう働きかけが必要であることは言うまでもありません。

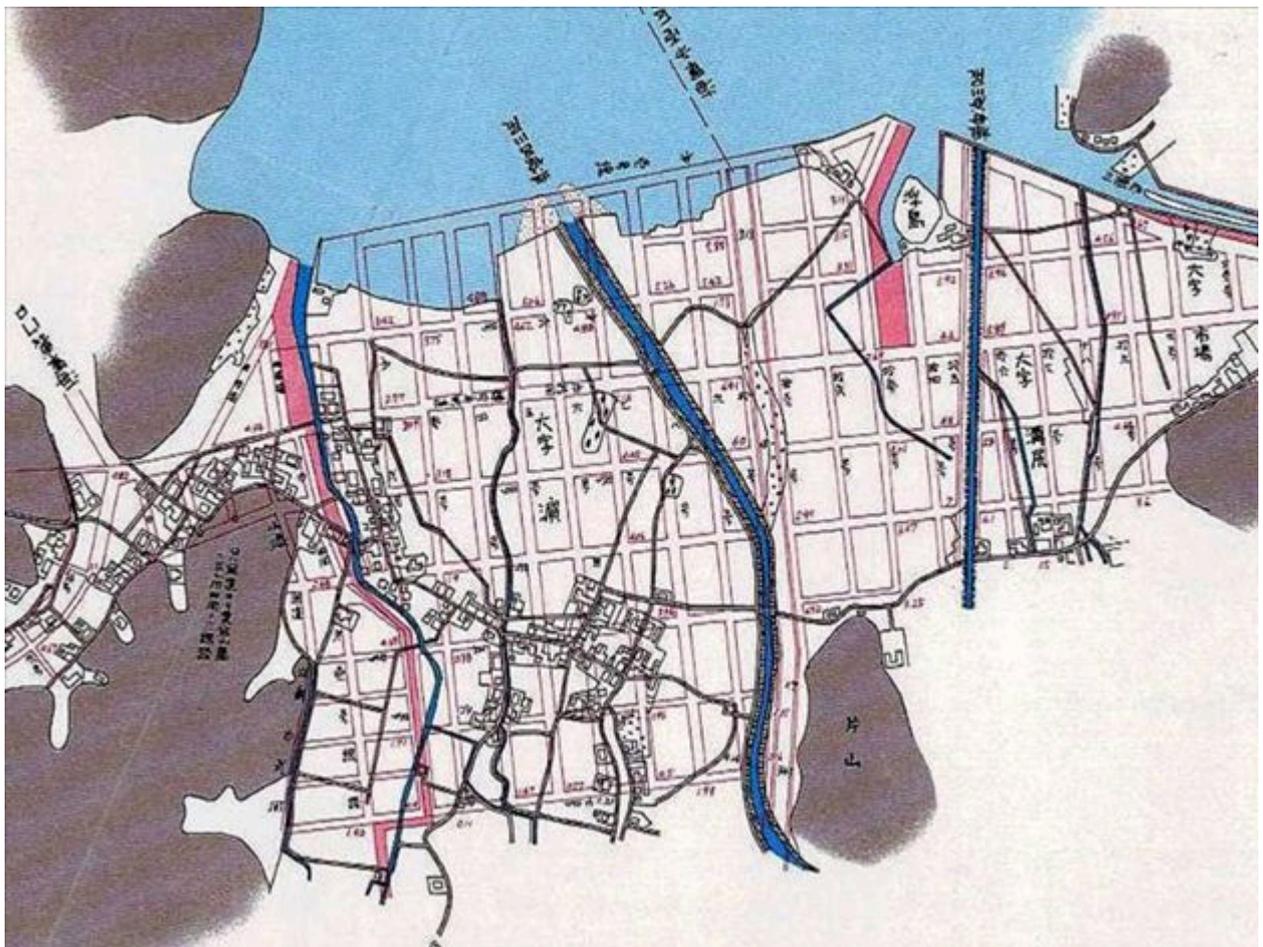


図-1 「余部鎮守府附近新市街地平面図」舞鶴市史 通史編（中）

3-3 旧軍関係施設

舞鶴海軍鎮守府の開設に伴い、様々な用途の海軍施設が建造されました。また、鎮守府防衛のために砲台等の陸軍部隊施設も先行して整備されました。

これらの施設には、海軍部隊施設、軍需工場、軍用水道、軍用鉄道などが含まれ、その多くが現存しており、海上自衛隊や海上保安庁の施設、民間の造船所等として現役で稼働しています。

特記すべき点として、各海軍区の施設の中で舞鶴鎮守府にのみ置かれた施設があります。海軍三大学校の一つ海軍機関学校は、当初横須賀に設置されていましたが、関東大震災で校舎が被災したため、大正14年(1925)に舞鶴に移転されました。現在、旧海軍機関学校の建物は、海上自衛隊舞鶴地方総監部の庁舎や海上自衛隊第四術科学学校の校舎として使用されています。

また、海軍が使用する爆薬・火薬を製造していた海軍火薬廠は、船岡（宮城県）の「第一火薬廠」、平塚（神奈川県）の「第二火薬廠」、舞鶴の「第三火薬廠」の3カ所に設置されました。舞鶴の「第三火薬廠」は施設やその跡が現存していますが、特段の保存措置は講じられていません。

3-4 都市化の歩みを物語る民間施設

舞鶴の特長として、海軍関係者だけでなく、軍事関連施設の建設工事によって多くの人が移住し、海軍工場のような工場の稼働によってさらに多くの人材が集められたことで、急速に市街地が形成されました。

中地区では、特に隣接する海軍工場の職工たちが多く移住して街区が形成され、東地区には商店や飲食店、商社、旅館等が立ち並び、商業エリアとして発展しました。

現在でも当時の生活様式をうかがい知れる建築が数多く残っています。

4. 分類

現存する近代化遺産は、調査に基づき、建設当初の用途や現在の所有等によって分類しデータベース化します。また、調査過程において文献や図面、その他聞き取り結果等を記録します。すでに、滅失した建造物は別途リストを作成して記録します。

分類については、産業・交通・土木を大分類項目とし、舞鶴市の特色である海軍鎮守府開設に伴う軍事関係については「旧軍」とその他の「生活」を追加し、それぞれについて用途などをベースに小分類に区分して整理します。この分類を基本として、データベースを作成します。

4-1 旧軍事施設の分類

海軍鎮守府の開設に伴い、軍が使用していた土地や施設は、戦後はその多くが転用されました。軍都という機能を失った舞鶴のまちを早急に復興させるため、旧軍事施設の転用が速やかに進められたのです。

土地や施設の転活用とはいえ、それらを今も使用し続けていることで、今日も多くの遺構が現存しています。

4-2 所有者の分類

現在の土地や施設の所有者は、国、市、企業、法人、個人、その他となっています。

所有者の調査は、対象となる土地に関する登記記録に記録された土地の所有権の登記名義人または表題部所有者（以下「所有権登記名義人など」という。）を把握しなければなりません。その際に所有者が法人である場合はこの限りではありませんが、住宅等で特に空き家などの場合はできる限り登記記録による把握が必要となります。

また、砲台跡や土木系の建造物の場合、土地の所有については登記による把握が有効な手段となりますが、土地境界などの確定が不明な事例など、多くの課題が想定されます。しかし、今後の保存についての様々な対応を考えると、対象となる所有者・関係者等の把握が重要です。

また旧海軍区に限定された措置として旧軍港市転換法（昭和25年6月28日法律第220号）によって、旧軍港四市を平和産業港湾都市に転換するための法律（特別都市建設法）があり、これにより転活用された土地や施設が多くあります。

そのため建造物の多くは取り壊されましたが遺構が現存しているものも多くあり、詳細な現状調査が必要です。特に民間に転用されたものは所有者の変遷なども調査しておく必要があります。

4-3 データベースと分類

対象となる近代化遺産の調査リストに基づきデータベースを作成します。本データベースは現存している近代化遺産を対象としていますが、滅失した遺産に関しても記録を後世に伝えることが必要であるため、別途リストを作成することとします。

データベースでは、建設当初の用途・目的によって「旧軍」・「産業」・「交通」・「土木」・「生活」に大別し、さらに小分類を設定します。

「旧軍」の分類には、旧海軍や旧陸軍による軍事目的で造られた建造物（建築物と土木構造物を含む工作物）が該当します。

表-1 大分類表

旧軍	軍事目的（攻撃、防御、補給）のみに供されるもの。
産業	農林水産業等(第1次産業)、製造業・鉱業等（第2次産業）、商業・金融業等（第3次産業）に供されるもの。
交通	鉄道、橋梁、道路に供されるもの。
土木	河川、港湾、上下水道に供されるもの。
生活	生活全般に関わるもの。教育、行政、住宅、医療、公衆衛生、宗教等に供されるもの。記念碑を含む。

表-2 分類と主な用途・事例

大分類	小分類	主な用途	主な事例
旧軍	鎮守府 本部施設	指揮所、正門	旧舞鶴鎮守府西門、東山防空指揮所跡
	海軍部隊 施設	庁舎及び関連施設、訓練施設、通信施設、海防施設、防空施設、関連土木構造物	旧舞鶴海兵団施設
	陸軍部隊 施設	舞鶴要塞（司令部、砲台、堡壘砲台等）、関連土木構造物	旧舞鶴要塞関連施設
	貯蔵・保 管施設	軍需倉庫、弾薬庫、火薬庫、燃料庫、関連土木構造物	赤れんが倉庫群
産業	商業	商社、商店、料亭	旧ヒロベ薬局、松栄館、旧高田商会（旧中南家）、旧料理丸屋

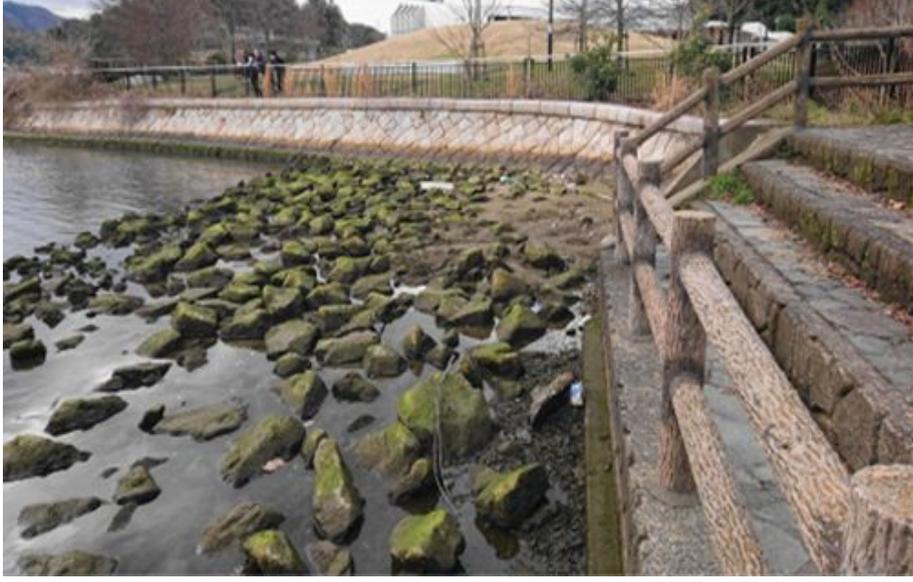
	製造	海軍機関（海軍工廠、航空廠、火薬廠）、鉄工、窯業	旧舞鶴海軍工廠、旧第三十一海軍航空廠、旧第三海軍火薬廠、舞鶴鉄工所
	金融	銀行	旧二十五銀行
交通	鉄道	隧道、橋梁、駅舎	第五伊佐津川橋梁、第一真倉隧道
	道路	橋梁、隧道	旧岡田橋、相生橋、高砂橋、竹屋橋
土木	河川	護岸、砂防堰堤、突堤	建部山砂防堰堤、与保呂川石巻突堤
	港湾	護岸、棧橋	石積護岸各所
	上水道	水源地、浄水場	桂貯水池、岸谷貯水池、旧北吸浄水場
生活	住宅	官舎、宿舎、邸宅、蔵	旧司令長官官舎、旧司令官官舎、旧北吸官舎、飯野寅吉旧家
	公衆浴場	浴場	若の湯、日の出湯
	教育	学校、教育機関	旧海軍機関学校
	宗教	寺社仏閣	円隆寺「煉化石道」、湊十二社手洗所
	医療	病院、診療所	海軍工廠職工共済会病院跡、旧岸医院
	官庁	村役場、税務署	旧志楽村役場、旧舞鶴税務署倉庫
	その他	門柱、記念碑 その他	旧舞鶴水交社門柱

表-3 分類ごとの主な事例の現状写真（抜粋）

大分類	小分類	主 な 事 例
	鎮守府本部施設	 <p data-bbox="499 817 1141 851">指揮所、正門 旧舞鶴鎮守府西門、東山防空指揮所跡</p>
旧軍	海軍部隊施設	 <p data-bbox="499 1395 1460 1429">庁舎、部隊敷地、訓練施設、通信施設、海防施設、防空施設 旧舞鶴海兵団施設</p>
	陸軍部隊施設	 <p data-bbox="499 2029 774 2063">舞鶴要塞（堡壘砲台等）</p>

	貯蔵・保管施設	 <p data-bbox="497 750 603 779">軍需倉庫</p>
	商業	 <p data-bbox="497 1361 655 1391">旧ヒロベ薬局</p>
産業	製造	 <p data-bbox="497 1998 710 2027">旧第三海軍火薬廠</p>

	<p>金融</p>	 <p>旧二十五銀行</p>
<p>交通</p>	<p>鉄道</p>	 <p>第五伊佐津川橋梁、第一真倉隧道</p>
	<p>道路</p>	 <p>旧岡田橋</p>

	<p>河川 港湾</p>	 <p>護岸、石積護岸</p>
<p>土木</p>	<p>上水道</p>	 <p>桂貯水池</p>
<p>生活</p>	<p>住宅</p>	 <p>旧司令官官舎</p>

	<p>公衆浴場</p>	 <p>若の湯</p>
	<p>教育</p>	 <p>旧海軍機関学校</p>
	<p>宗教</p>	 <p>湊十二社手洗所</p>

医療



海軍工廠職工共済会病院跡

官庁



旧志楽村役場

その他



旧舞鶴水交社門柱

5. データベースの作成

確認された各近代化遺産について個票を入力し、データベースを作成します。

なお、データベースの作成にあたっては、失われつつある市内の近代化遺産を早急に網羅的にリスト化し、全体像をつかむ必要があるため、詳細な調査を待たずに暫定的に記載することも想定されます。今後、更に調査を進める中で記載物件の精査を継続し、可能な限り更新しデータの維持に努めます。

5-1 舞鶴市近代化遺産データベース作成要項

入力対象：江戸時代末期から第二次世界大戦終了時までには建設され、舞鶴市の近代化に貢献した産業、交通、土木等に係る建造物等（土木構造物含む）を対象とします。

また、建物基礎等の遺構が残存しているものも対象とします。

個人情報：データベースの性質上、所有者等の個人情報を取得しますので、その取扱には十分留意し、本目的外には使用しないこととします。

◆公開：データベースの公開・閲覧にあたっては含まれている個人情報を非表示にする等、個人情報の保護に留意し、所有者等の合意のもとで公開することとします。

◆個票：対象となる建造物はそれぞれ個票を作成し、必要な情報を記録します。

5-2 舞鶴市近代化遺産データベース【個票】

個票に記入する項目・内容は次のとおりとします。

表-4 舞鶴近代化遺産データベース【個票】

項目名	内 容
登録日	自動入力
更新日	自動更新
消失日	
レコード番号	入力された順の通し番号
分類番号	0大分類-00小分類 00(通し番号) 0(予備) 6桁
大分類	4-3 データベースと分類 大分類表 参照
小分類	4-3 データベースと分類 小分類と主な事例 参照
【基本情報】	
区域	当初の区域名称

当初の名称	当初の名称
当初の用途	当初の用途
現在の名称	現在の施設名
現在の用途	現在の用途
所在地〒	郵便番号
所在地	住所・番地
【概要・保存】	
種別	01 構造物 02 建築物
構造種別	01 煉瓦造 02 コンクリート造 03 木造 04 鉄骨造 05 石積 06 煉瓦＋コンクリート造 07 鉄骨煉瓦造
階層	平屋 2 階建 3 階建
敷地規模	m ² など
建物規模	幅×奥行×高さなど
建造年	和暦・西暦 両方表記
建造年補足	
文化財	01 国重文 02 国登録 03 府指定 04 市指定 05 府暫定 06 日本遺産構成文化財
保存指針	保存する 活用する 維持管理する 経過観察する 記録する
保存ランク	A B C D E
基礎遺構	01 有
保存状態	01 現存 02 一部現存 03 遺構基礎のみ 04 遺構半壊
利用状況	01 利用中 02 休止 03 未利用
調査日	西暦 ※表示は和暦でも可
調査者	
所有・管理区分	01 国 02 市 03 市管理 04 法人 05 個人 06 その他
所有者	所有者名
所有者住所	
所有者連絡先	電話番号
管理者	管理者名
管理者住所	
管理者連絡先	電話番号
概略	建造物等の補足
備考	
文献資料	
位置情報	緯度経度
添付写真	2枚程度
図 面	

5-3 分類別件数一覧

本計画書の策定時に、現存する対象物件は次の表のとおりとなります。

表-5 大分類及び小分類別件数一覧（令和7年12月31日現在）

大分類	小分類	件数
1.旧軍	鎮守府本部施設	2
	海軍部隊施設	54
	陸軍部隊施設	81
	貯蔵・保管施設	36
2.産業	商業	17
	製造	51
	金融	1
3.交通	鉄道	35
	道路	12
4.土木	河川	4
	港湾	21
	上水道	30
5.生活	住宅	50
	公衆浴場	4
	教育	11
	宗教	2
	医療	7
	官庁	3
	その他	1
合計		422

6. 保存指針

市は市内に所在する近代化遺産の保存に積極的に関わらなければなりません。しかし現存する状況に応じて、保存状態ランク、立地、形態、機能、崩壊や倒壊に対する安全性に加えて、所有・管理体制、文化財としての価値、資産としての価値等が対象建造物（以下、対象物という）ごとに異なるため、保存の方法や市の関わり方はケースごとの違いに対応する必要があります。

そのため、近代化遺産の保存指針を対象建造物ごとに決定しておく必要があります。その保存指針は「近代化遺産データベース」の記載事項のひとつとなり、その方針に則り今後の措置を実施しなければなりません。

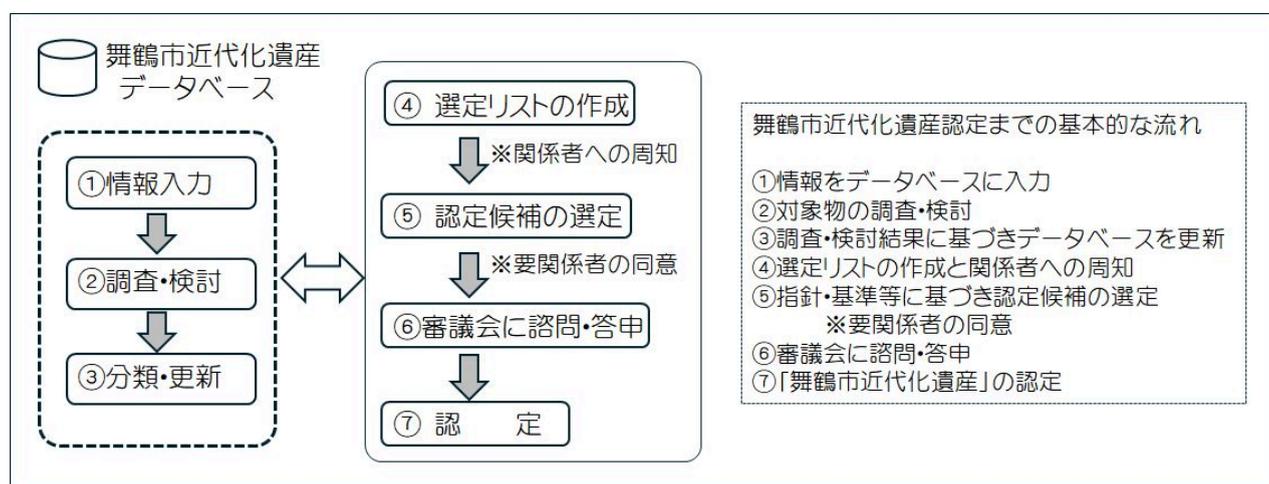


図-2 データベース作成・認定までのフロー図

6-1 保存指針の概要

現存する建造物は、保存状態、立地、機能、安全性に加えて、所有・管理体制、文化財価値、資産価値などが異なるため、保存の手法や市の関わり方はケースバイケースです。保存基準を明確にすることは、関係者や地域住民などが、近代化遺産を理解し価値を再認識することに繋がります。そのため、物件ごとに保存する、活用する、維持管理する、経過観察する、記録する等の保存指針の区分をして、舞鶴市近代化遺産の認定に向けた措置を実施します。

保存指針は表-7の項目、内容とします。

「保存する」は、市が定めた望ましい状態が持続できるように手を施すことです。ここで記する「望ましい状態」については次節に説明します。

「活用する」は、遺産の改変や修復の程度は別として遺産を可能な限り市民に公開したり、市民が立ち入りできる状態にしたりすることです。例えば、この項目を建築物の保存指針として定めた場合、建築物内部の公開、立入りが可能な状態にすることになります。

「維持管理（現状維持）する」は、保存指針決定時点の遺産の保存状態を最低限維持することとし、遺産敷地内や構造物内部へ立ち入りできない場合でも遺産に近付いたり遺産の外観を目視したりできる状態にすることです。

「経過観察する」は、遺産に対して、現時点では保存に関する積極的な措置を行わないことです。

以上の4つの項目から選択し遺産の保存方針として決定することになりますが、別途、「記録する」の項目を設けます。この「記録する」は、指針決定時の遺産の状態を図面（実測図）や写真、三次元計測等で記録したり、解体・撤去された遺産構造物の部材を収集・保存したりすることで記録することです。

6-2 望ましい状態

前節で示した保存指針の項目のうち「保存する」と決定した場合には対象物の望ましい状態が維持できるように市が手を施すこととなります。

その「望ましい状態」は対象物ごとに決定すべきですが、一般には建設当時もしくは保存計画決定時点の状態が考えられます。

表-6 保存指針

項目	内容
保存する	定めた「望ましい状態」が持続できるように手を施す
活用する	可能な限り公開する、立ち入りできるようにする
維持管理 （現状維持）する	対象物へアクセス（近づく、外観を目視する）できる状態にする
経過観察する	対象物に対し特段の積極的な措置を行わない
記録する	図面・写真等の記録、遺産の一部を現物保存をする（上記4項目とは別に決定する）

6-3 市の関与の程度

近代化遺産の所有者・関係者には、舞鶴市の他に、他の官公庁（財務省、防衛省、京都府等）、民間企業（工場、倉庫等）、個人（住宅、店舗等）があります。

データベースを作成するという事は、市にとって現存する対象物が大切な近代化遺産であるという認識の前提であり、市は関係者等に対してそれらの価値を正しく伝え、保存指針に基づいて市が主体となり保存・活用・維持管理などに適切に関与していきます。

7. 保存基準

保存基準を明確にすることは所有する関係者や、隣接する関係者、地域住民などが、近代史を正しく理解し価値を再認識することに繋がるもので大きな意義があります。

基準をベースにして、時代の背景を表す代表的な特徴ある建造物であるかなどについて判断する指針にもなります。

7-1 保存状態ランク

舞鶴市に所在する近代化遺産の実態を把握する上で、その保存状態を評価し整理することは必要不可欠です。本計画で示す方法で調査、評価された近代化遺産の総合的な保存状態を「保存状態ランク」と言います。

保存状態ランクは、評価された対象物の今後の保存方針の決定とそれをもとにした措置の参考資料となります。この保存状態ランクは、近代化遺産の保存を進める舞鶴市および対象物の所有者双方にとって合理的で明確な内容でなければなりません。

決定された保存状態ランクは「近代化遺産データベース」の重要な記載事項のひとつです。

7-2 保存状態ランクの概要

保存状態ランクは建設当時を基準として、主に形態の改変や残存の程度を評価したものとします。本計画の「改変」とは、対象物の解体・撤去および改築・改造のことを指します。形態を維持した上での改修（材料の更新等）は含まれませんが、その事実が確

認できる場合は付記事項としてデータベースに記載することとします。対象物の状況によっては調査時点で建設当時の形態が不明なものがあります。その場合は付記事項としてデータベースに記載することとします。改変や残存の程度の評価に必要な調査は、基本的には対象物を目視することで確認や推定できる範囲のものとし、ただし、状況に応じて非破壊・微破壊検査的手法を使用することも必要です。

7-3 構成要素ごとの評価と保存状態ランク

総合的な保存状態を評価する上で、遺跡の形態を外観、内観や部材などの構成要素に分け、それぞれの改変や残存の程度を評価し、それらの組み合わせられた状態として遺産全体の保存状態を評価することが合理的です。

一方、近代化遺産には、屋根および柱もしくは壁を有している、いわゆる建築物と、トンネル、橋梁、土塁、砲台跡のような土木構造物やそれに類似する構造物（以下「土木構造物等」）とがあります。建築物と土木構造物とでは形態の構成が異なるので、それぞれ別の評価項目とします。そして、評価対象の遺産に適している評価項目を選択して評価します。加えて、評価項目は、遺産そのものを構成する上記の様な有形のものと、遺産の機能ならびに遺産に関連する史資料とします。各評価項目には改変や残存の程度に応じた区分があり、調査結果を踏まえてランクの区分を決定することとします。

有形物の改変や残存の程度に応じた区分においては、残存の程度を百分率で表すこととし、各区分の残存の程度（%）の算定の基準は、次のとおりとします。

■建築物

- ・外観（壁面）：外壁の垂直投影面積（見付面積）
- ・外観（屋根面）：屋根の水平投影面積
- ・内部：建築物内部の床面積
- ・主要構造（壁、柱、床、はり、階段）：部材数

■土木構造物等

- ・構造物（遺跡の重要な部分）：構造物の表面積
- ・付帯施設（遺跡の副次的な部分）：構造物の表面積

これらから、各項目の評価結果を参考に遺産の保存状態ランクを決定します。

7-4 保存状態ランクの決定

上記をまとめると、近代化遺産の保存状態ランクは、建築物、土木構造物等それぞれ表-7、表-8の通りとなります。一方、保存状態ランクの決定の参考資料としてまとめる遺産の構成要素ごとの改変や残存の程度に応じた区分は、建築物、土木構造物等それぞれ表-9、表-10の通りとします。

これまでに記したように、遺産の総合的な保存状態を評価する上で、遺跡の形態を構成要素に分け、それぞれの改変や残存の程度を評価することが合理的と考えられます。しかし、近代化遺産は現状の保存状態が多様であることに加えて、立地、形態、機能、崩壊や倒壊に対する安全性、なども遺産によって大きく異なります。そのため、保存状態ランクは、構成要素ごとの改変や残存の調査結果に加えて、上記の要因も踏まえて総合的に決定します。したがって、保存状態ランクの区分と構成要素ごとの改変や残存の区分との対応関係は示さないのが望ましいと考えられます。

表-7 建築物の保存状態ランク

ランク	状 態
A	外観及び内部が建設当時のまま維持されている
B	外観は建設当時の趣を残しているが内部は改変されている
C	外観はかなり改変されており内部の改修も推察される
D	外観・内部ともに改変されているが主要構造は保存されている
E	遺構として残っている

表-8 土木構造物等の保存状態ランク

ランク	状 態
A	構造物及び付帯施設が建設当時のまま維持されている
B	構造物は建設当時の趣を残しているが付帯施設が改変されている
C	構造物は建設当時の趣を残しているが付帯施設がほとんど現存しない
D	構造物は大きく改変されている
E	遺構として残っている

表-9 建築物の構成要素ごとの改変や残存の区分

構成要素	(i) 外観 (壁面)	(ii) 外観 (屋根面)	(iii) 内部	(iv) 主要構造	(v) 機能	(vi) 史資料
区分	a. 建設当時のまま維持されている (75%以上残存)	a. 建設当時のまま維持されている (75%以上残存)	a. 建設当時のまま維持されている (75%以上残存)	a. 建設当時のまま維持されている (75%以上残存)	a. 建設当時の機能またはそれに類似する機能を有している	a. 建設当時の形態を推定できる史資料が存在する
	b. 存在するが一部が改変されている (75~50%残存)	b. 存在するが一部が改変されている (75~50%残存)	b. 存在するが一部が改変されている (75~50%残存)	b. 存在するが一部が改変されている (75~50%残存)	b. 建設当時の機能が推定できる	—
	c. 存在するが大半が改変されている (50%未満残存)	c. 存在するが大半が改変されている (50%未満残存)	c. 存在するが大半が改変されている (50%未満残存)	c. 存在するが大半が改変されている (50%未満残存)	—	—
	—	—	d. 存在していない	d. 存在していない	d. 建設当時の機能が推定できない	d. 建設当時の形態を推定できる史資料が存在していない
	—	—	e. 不明	e. 不明	—	—

表-10 土木構造物等の構成要素ごとの改変や残存の区分

構成要素	(i) 構造物	(ii) 付帯施設	(iii) 機能	(iv) 史資料
区分	a. 建設当時のまま維持されている (75%以上残存)	a. 建設当時のまま維持されている (75%以上残存)	a. 建設当時の機能またはそれに類似する機能を有している	a. 建設当時の形態を推定できる史資料が存在する
	b. 存在するが一部が改変されている (75~50%残存)	b. 存在するが一部が改変されている (75~50%残存)	b. 建設当時の機能が推定できる	—
	c. 存在するが大半が改変されている (50%未満残存)	c. 存在するが大半が改変されている (50%未満残存)	—	—
	d. 存在していない	d. 存在していない	d. 建設当時の機能が推定できない	d. 建設当時の形態を推定できる史資料が存在していない
	e. 不明	e. 不明	—	—

8. 保存の意義

近代化遺産を次世代へ継承することは、文化的や学際的に有益です。また市民の文化的な共有資産として地域の歴史に対する誇りを持つことに繋がります。

次世代に継承することは基本的には保存が原則です。

8-1 保存

対象物に対する理解度や考え方にもよりますが、劣化状態に対する個々の部材に対する保全の考え方も大きく左右します。

建造物のうち建物を例にすると、構成する部材、例えば室内の壁、床、天井、窓、窓枠などについての検討例を示します。高い価値を有する部材のうち、現存する使用されている材料そのものを保存する部材とします。

文化財的な定義として「高い価値を有する部材」という判断基準があります。煉瓦倉庫群が重要文化財として指定された理由において「海軍鎮守府の施設構成を理解するうえで重要」と位置付けられていることを鑑みると「当初材もしくは終戦までに補充された部材」に高い価値があるという基準が原則となっています。

8-2 改変の許容範囲

後世の修理などにより建設時とは異なる材料が使用されているものの、形状および色彩は当時の状態に倣って整備されている部材で、例えば内壁等において、当初のしっくい塗りがブラスター塗りにになっているような箇所の修繕や改修等は「改変」に当てはまります。

今後の修理においては、主たる形状および色彩が維持されれば、仕様や材質の一部の変更はあり得るものとしします。

戦後に追加・補足された部材のうち、見えがかりにあたる部材等については、必要に応じて取り換えられていてもよいとしますが、周囲と調和する意匠にすることが求められます。

8-3 専門家による助言

近代化遺産は、市や専門家による助言のもと、関係者等の事情や裁量によって改変することができるものとします。見えがかり部分などは、将来的に撤去する方針の部材は基準で区分します。なお、基準に区分する部材であっても、安全性や耐久性といった建物の性能を減ずるような改変は、特段の事情がない限り行わないようにすべきです。今回の区分では、部材の現状の破損状況は原則として考慮していません。破損部材の修理は、専門家の意見や助言をもとにすることが重要で、その際には、破損が著しく再利用が不可能な部材は、新補材と取り換えることも検討しなければなりません。

9. 審議会

本市に所在する近代化遺産の適切な保存を図るため、学識経験者等で構成する舞鶴市近代化遺産保存審議会（以下「審議会」という。）を設置している。審議会では、主に次に掲げる事項について、調査及び審議することとしている。

- (1)近代化遺産の保存に係る計画に関すること。
- (2)近代化遺産の評価に関すること。
- (3)近代化遺産の保存の方法に関すること。

特に評価に関することでは、「舞鶴市近代化遺産」の認定に際して審議会に諮ることとします。データベースの整備・運用、保存方法、登録に関しても審議会の助言指導を受けることとし、市は審議会の助言に基づいて、近代化遺産の保存と次世代への継承に取り組めます。

10. 認定と周知

10-1 周知

所有する建造物等が近代化遺産としての価値があり大切な資産であることを、まずは関係者等に認識いただく必要があります、そのためには、舞鶴の近代化の時代背景や歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきたことで貴重な財産であることを理解いただくよう市は努めなければなりません。

その上で、対象となる建造物等の今日における評価や、次世代に継承すべき価値があることについて、市は関係者等に説明し認識いただかなければなりません。

関係者等には舞鶴近代化遺産として位置づけることについての理解を深めていただく一方で、資産価値に対するリスクの有無、所有に伴う負担、将来の改変時の制約について懸念などが芽生えることも想定されます。

市はこれらを踏まえ、関係者等に対して様々な「メリットとデメリット」についても、丁寧な説明に努めなければなりません。

10-2 選定リストへの記載と認定

市は舞鶴市の近代化遺産の選定リストを作成し、選定リストに記載された旨を関係者などに周知します。

記載周知の際には、所有の対象物が、市にとっても大切な資産であり、近代化遺産と位置づけられることを丁寧に説明します。但し、選定リストの個別案件に関する情報は公表しません。

次に選定リストの中から、保存指針や基準、保存状態、また舞鶴の近代化に寄与し、後世に継承すべき近代化に寄与した建造物を、あらかじめ「認定候補」と位置づけ、関係者等の同意が得られたものについて「舞鶴市近代化遺産保存審議会」に諮り、その答申を得て、舞鶴市近代化遺産として「認定」します。

認定された建造物の関係者等に市はその旨を通知します。

その際には次の関係書類を送付します。

- ① 趣意書
- ② 認定書
- ③ 認定プレート
- ④ その他必要書類



図-3 舞鶴市近代化遺産 認定標識 (案)

10-3 認定後の対応

市は認定後においても、関係者等に対して、引き続き近代化遺産が歴史的な価値を有すること、まちの歴史的な都市形成の証であり、市民および地域の文化を形成する重要な要素であるという舞鶴にとって固有の文化であることの理解を深められるよう、継続して支援や啓発に努めます。

一方で、建設から長期間が経過しているため、現状のまま存続させることが困難なケースも想定されます。そのため、記録保存などの対策等も重要となります。

10-4 認定後の建造物等の現状変更

認定された建造物については、敷地形状の改変や敷地内に現存する対象物の現状変更・改変（建築物の増築、改築、移転若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替えをいう）を行うときには、関係者は事前に市に協議いただくよう周知しておく必要があります。これらは同意の際に十分周知しておく必要があります。

市に事前に協議する現状の変更は以下の場合とします。

- 1 除却・滅失、毀損その他の事由が生じる場合
- 2 増築や改修、外観の色彩の変更など対象物を改変しようとする場合また敷地を大きく改変しようとする場合

なお、所有者・関係者等に変更が生じた場合等は市へ届け出が必要とします。

10-5 関係者等からの認定の申し出

対象物の関係者等は、当該対象建築物の保存を図るため、近代化遺産としての認定について申し出ができるものとします。

これは関係者等が近代化遺産のまち・舞鶴に対する理解をいただいたものであり、こうした積極的な申し出について歓迎・推奨すべきものです。

申し出があった場合は、市はすみやかに調査を行い、基準などに適合すると判断される場合は、その認定の可否について審議会に諮ることとします。

10-6 認定物件の留意点

認定された対象物を「舞鶴市近代化遺産」として公表する場合は個人情報の取扱いについては十分配慮する必要があります。

認定された近代化遺産は、可能な限り将来に継承すべきものであり、市は関係者等に対して、維持・保全等について必要な助言を行うことができるものとします。

また、認定後の対象物が、認定の理由が消滅したとき、その他の特別な理由があるとき等は、審議会に諮り認定を解除することができるものとします。

認定を解除した場合、市は関係者等にすみやかに通知しなければなりません。

但し、データベースの記録は保持するものとします。

10-7 近代和風建築（住居系）

近代和風建築として位置付けられる住居系の建物は、建設当時の生活スタイルで住み続けるというのはかなり難しいことがあります。例えば、窓建具や設備に関しては、住み続けている以上、時代とともに大きく変遷しており、後年の改修や増築などが施されているケースがほとんどです。

そのため、外観の形態の状況を数値化した保存率を一つの基準として、それに基づき記録しておく必要があります。

また、次世代がいかに継承して住み続けるかという点では、今後の生活スタイルにも大きく左右されるところです。

世代が交代し、いったん空き家になると維持していく環境はかなり厳しいものと推察されます。その対策として、現行の舞鶴市移住促進事業を拡大再編して、近代化遺産に特化した新たな制度を創成することも検討します。

移住促進対象建築に登録された近代化遺産の空き家に加え、近代化遺産に特化した空き家情報バンク登録データベースをつくり、新たな登録空き家の利用者をなどを募ることも有効な手法として検討していく必要があります。

11. 近代化遺産を取り巻く景観の保全

近代化遺産の保存は、魅力的景観を守り次世代にその魅力を引き継ぐことにもなります。先人が築いた町の魅力を守るためには、近代的な趣のある地域とその周辺で一体的な景観を形成する必要があります。例えば、北吸地区の煉瓦倉庫群は国の重要文化財が集中しているため、これらを拠点に景観の形成と保全を進め、市民の保全意識の向上や協働を目指します。また、第三火薬庫跡地など、普段市民が目にしにくい場所も、緑豊かな景観と調和させながら、近代化遺産と一体となった活力ある景観を作る努力が必要です。将来を見据えて、近代化遺産を中心に地域住民と市が協働して景観を保全することが、「近代化遺産のまち・舞鶴」の歴史と文化を継承する上で欠かせません。

12. 市民への啓発

近代化遺産は、建設から約120年以上を経過したものもあり、保存・継承しなければならぬと言っただけでは指針としては適切ではありません。貴重な遺産であることを市民があらためて再認識し、いかにして次世代へ「繋ぐ」かを共に考えなければなりません。

そのためには、市民に対する継続的な啓発事業が必要であり、連続講座の開講、未公開施設の視察、広報まいつるや有効なSNS等の媒体を通じた情報共有など、様々な手法を活用しなければなりません。さらに、内容についても次世代が興味深く参画できる環境づくりなどは市が主体性をもって取り組みます。

また市はリーフレットなどを作成し、関係者のみならず市民が舞鶴の近代化遺産の認識を深めていただく機会を創出し、次世代継承への理解を得ることに努めます。

次に、対象となる近代化遺産が今日も稼働または使用されているケースが多くあることから、本計画が「保存」に対して強制をするものではなく、所有者が遺産の意義を認識したうえで時代に則した様々な形で遺産が継承されるよう、働きかけを続けることとします。

また、建設からかなり経年していることで建造物の安全性を担保する必要があることから、例えば住宅の場合は、既往の耐震補強に関する補助制度の活用について個別に説明するなどきめ細やかな支援が大切です。

さらに市としては、独自に保存に係る制度や補助金制度の創設など、新たな支援の枠組みをつくり、遺産が継承される取り組みを検討する必要があると認識しています。

13. 国登録・市の文化財指定への積極的な取り組み

認定された舞鶴市近代化遺産が「文化財」として確実に継承されるよう、国の登録有形文化財への登録を積極的に支援します。また、市の文化財指定によって必要な保護が図られるよう、指定候補物件としての調査も進めなければなりません。

国の登録有形文化財制度は「近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の消滅しつつある近代の建造物を保護し後世に幅広く継承していくために作られたものです。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度

(重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの)を補完するもの」(文化庁HP)とされています。この制度は税制優遇措置等によって所有者を支援するとともに、外観の趣を維持しながら、多様な活用に対応できるものです。

【参考】登録有形文化財(建造物)に係る税制優遇措置

○相続税(国税)

相続財産評価額(土地を含む)を30/100控除

○固定資産税(地方税)

家屋の固定資産税を2分の1に減税

14. 対象物の存続または記録

14-1 物件の存続

認定された対象物件のうち、特に舞鶴市の近代化遺産として地域性などによる特徴が顕著であり重要と判断されるもので、存続が危ぶまれる場合は市が積極的に関与し、その対応策について検討しなければならないものとし、その際には、仲介して次の所有者に委譲するなどの手法も有効であり、いずれにしても存続させる措置の実現に努めます。

14-2 記録保存

認定された物件について、可能な限り建設当時の関係書類および設計図書を調査して整理し保存しなければなりません。関係書類が確認できない場合は、関係者などの理解と協力を得てヒアリングや現況に応じた図面等を作成し、必要に応じて模型などの作成や、次世代にビジュアルで継承できる記録を残さなければなりません。デジタルアーカイブなども有効な手法の一つです。

いずれにしても継続的な予算措置に注力し、次世代に継承するために有効な記録保存に努めます。

15. おわりに

舞鶴に多くの近代化遺産が今日も現存しているのは、軍都でありながら大きな戦災を免れ、戦後、旧海軍施設や用地が海上自衛隊や舞鶴市、民間造船所によって利用され、

高度経済成長期やバブル期の開発の波にさらされながらも有効活用に留められたのは、歴史や文化を大切にしてきた証で、その結果、都市の個性が守り続けられてきました。

国際組織のイコモス（国際記念物遺跡会議）の国内組織で、文化遺産保存に関する専門家・団体が構成される日本イコモス国内委員会は、20世紀遺産の多様性に光を当てる目的で、「日本の20世紀遺産20選」を選定しました。選定の評価基準は世界遺産（文化遺産）のクライテリアに準じているとされ、人類の歴史上重要な時代を例証する建築様式、建築物群、技術の集積または景観の優れた例として、舞鶴の海軍施設と都市計画を「生き続ける軍都としての格子状街路と赤煉瓦の施設群」とし、軍都の歴史を伝える格子状街路、旧海軍の赤煉瓦建造物群、旧軍事施設群（要塞（ようさい）・隧道・橋梁・水道施設〔旧北吸浄水場、与保呂浄水場〕）としました。このように舞鶴の近代化遺産は国の重要文化財の指定はもとより、外部から高い評価を受けています。

現代では、長寿命化や耐震補強技術の進化により、歴史的建造物を残せる環境が整っています。これらの貴重な遺産である近代の建造物を生かしたまちづくりは、まち全体の歴史、文化、習慣、生活の発展過程を見つめ直し、後世に継承することは、より豊かな「まち」を築く礎となります。

現存する近代化遺産は、文字や写真だけでは伝えきれない各時代の生活や文化を語る生き証人です。明治から150年、昭和から100年が経過し、軍都の最盛期を知る人々が限られていく中で、近代化遺産にさらなる歴史を刻み価値を与えるのは「人」に他なりません。歴史を熟成させ、文化を継承するためには、過去と向き合うだけでなく、未来の都市づくりに不可欠な人材を育むことが大切です。そのことが、舞鶴の歴史まちづくりに大いに資するに違いありません。

参考 抜粋 舞鶴市文化財保存活用地域計画

表-11 歴史文化遺産の概要（舞鶴鎮守府開庁によって築かれた関連文化財群）

舞鶴赤れんがパーク1～5号棟	北吸赤れんが倉庫群は舞鶴鎮守府の軍需品の保管倉庫として、大正10年(1921)までに順次建設された。鎮守府開庁の草創期のものは、大正時代に建てられた倉庫と比べ、外観に意匠が凝らされている。特に、舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫は、現存最古級の鉄骨造建築であり、建築技術史上高い価値があります。平成24年(2012)5月に舞鶴赤れんがパークとしてオープンした。赤れんが1号棟は舞鶴市立赤れんが博物館、2号棟は舞鶴市政記念館、3号棟はまいづる智恵蔵、4号棟は赤れんが工房、5号棟は赤れんがイベントホールとして活用されている。国指定重要文化財。
旧舞鶴鎮守府軍需部倉庫	北吸赤れんが倉庫群は舞鶴鎮守府の軍需品の保管倉庫として明治33年(1900)に建設に着手され、大正10年(1921)までに次々と建てられたものである。鎮守府開庁の草創期に建てられた需品庫3棟は、舞鶴海軍の需品庫として海軍鎮守府の施設構成を理解するうえで重要である。国指定重要文化財。
海上自衛隊舞鶴造修補給所	明治34年(1901)に舞鶴海軍衣糧庫被服庫として、れんが造2階建の建築物が2棟建てられ、大正8年(1919)に軍需部第一需品庫、大正10年(1921)に軍需部第三被服庫が建てられた。ともにれんが造2階建である。現在は、海上自衛隊舞鶴造修補給所の倉庫として使用されている。
ジャパンマリンユナイテッド(株)舞鶴事業所施設	明治36年(1903)海軍工廠条例により、舞鶴に小型艦艇建造と水中兵器を特色とします。海軍工廠が設置された。終戦後、昭和21年(1946)4月1日、海軍工廠は飯野産業株式会社舞鶴造船所として再スタートし、幾多の変遷を経て、平成25年(2013)、ジャパンマリンユナイテッド株式会社の舞鶴事業所となった。工場の敷地内には数多くの近代化遺産が残っており、工場や倉庫等として現役で使用されている。
海軍記念館(旧海軍機関学校大講堂)	昭和8年(1933)に旧海軍機関学校の大講堂として建築された鉄骨平屋建の建物。海軍記念館は、昭和39年(1964)5月27日に旧海軍の史実と伝統を後世に伝えるとともに、隊員の教育に資することを目的として大講堂の一部に設立されたもので、旧海軍関係の資料約200点余りが展示されている。

海上自衛隊舞鶴 地方総監部会議所 (東郷邸)	舞鶴鎮守府初代司令長官であった東郷平八郎が、明治34年(1901)10月1日の開庁以来、同36年(1903)10月19日常備艦隊司令長官になるまでの2年間を過ごした官邸であり、以来、歴代長官の官邸として終戦時まで使用された。建物は、建築面積311㎡、木造平家建で一部洋館となっている。裏庭には、長官が「一心池」と命名した心の字の形をした池がある。
神崎煉瓦 ホフマン式輪窯	明治30年(1897)、由良川右岸の西神崎に登り窯が建設され、舞鶴軍港建設に必要なれんがを製造し海軍に納入した。 れんが需要の高まりによって、大正末期にホフマン窯に改造され、昭和33年(1958)まで稼働した。焼成室ごとに小煙突を11基設けているところに特徴がある。国登録有形文化財。
旧北吸浄水場 配水池施設	明治34年(1901)に、第一配水池(容量2,400㎡)、第二配水池(容量2,460㎡)が建設され、昭和39年(1964)11月に廃止されるまで65年間稼働した。配水池本体は、コンクリート造であり、西側の第一配水池の内側は石張りとなっているが、東側の第二配水池には石張りはみられない。大正15年(1926)に配水池上屋が建てられた。ともにれんが造で、屋根は鉄骨トラスト組でトタン葺である。正面中央入口は、上部にアーチを施したロマネスク風のデザインになっている。国指定重要文化財。
舞鶴市水道施設 桂貯水池	明治33年(1900)、与保呂に築造される。貯水池の堰堤は石張コンクリート造で、高さ12.4m、天端幅2.2m、堰堤延長515m、貯水量8,000㎡の貯水池である。水門には舞鶴市出身で海軍の水路測定の先駆者である海軍中将で男爵の伊藤雋吉が揮毫した「清徳靈長」の文字が刻まれている。昭和60年(1985)5月に近代水道100選に選ばれ、清浄でおいしい水の水源地となっている。国指定重要文化財。
鎮守府周辺の 石積み護岸	新造の陸地と海面の境界線は、埋立て土砂の崩壊防止や艦艇の接岸のため、すべて石積み護岸を築いた。重要な箇所は丹後経ヶ岬の堅石を使用している。
JR舞鶴線隧道・ 橋梁施設	明治34年(1901)の鎮守府設置にともない、軍港建設に必要な資材運送のため、同37年(1904)10月に福知山～新舞鶴間の官設舞鶴線が完成した。また、舞鶴～海舞鶴、新舞鶴～余部間も同時に開通した。この官設舞鶴線の隧道(トンネル)・橋梁等の施設は現在も使用されている。

<p>艦船名をつけた 通り名</p>	<p>新市街工事の完成にともない、明治35年(1902)11月、倉梯村大字浜を中心に新市街の通り名がつけられた。市街地は軍港都市にふさわしく軍艦の名前がつけられた。軍艦名がつけられた通りは、八重山・富士・八島・敷島・朝日・初瀬・三笠・吾妻・磐手・出雲・浪速・千早・千歳・高千穂・巖島・松島・橋立・高砂・宮古・曙・千代田・和泉・秋津洲・須磨・明石・筑波・武蔵・高雄・比叡・天竜・葛城・大和・八雲の計33本である。</p>
<p>肉じゃが</p>	<p>(略)</p>

【参考】 舞鶴市近代化遺産保存審議会条例（令和6年3月28日 条例第2号）

(設置)

第1条 本市に所在する近代化遺産(江戸時代末期から第二次世界大戦終了時までには建設され、日本の近代化に貢献した産業、交通、土木等に係る建造物等をいう。以下同じ。)の適切な保存を図るため、舞鶴市近代化遺産保存審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

- (1) 近代化遺産の保存に係る計画に関すること。
- (2) 近代化遺産の評価に関すること。
- (3) 近代化遺産の保存の方法に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生涯学習部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

【参考】軍転法の施行による転活用

転換時期	所在地	旧施設名	転換用途
昭26	和田	舞鶴海軍工廠和田第1、第2工員宿舎	市立和田中学校
	北吸	舞鶴海軍軍需部第3区	市庁舎及び議事堂
	京田	舞鶴海軍工廠工員養成所	市立城南中学校
	余部	舞鶴鎮守府中舞鶴葬儀場	市営共同墓地
	北吸	舞鶴鎮守府新舞鶴官舎第1区	官舎山公園
	平	平海兵団	市立大浦中学校
	円満寺	舞鶴海軍病院吉田艦船消毒所	市立城北中学校
	和田	舞鶴海軍工廠和田第1、第2工員宿舎	市立和田中学校附属施設
	下安久	舞鶴演習砲台	匂崎公園
	溝尻	舞鶴海軍館	市公会堂・博物館・児童広場
昭27	浜	舞鶴海軍施設部北吸材料置場	市図書館（東公民館）
昭28	倉谷	舞鶴海軍工廠第2造兵部	市立伝染病院
	全域	舞鶴軍港水道有路水源地ほか	上水道施設
昭29	鹿原	第3海軍火薬廠鹿原工員住宅	上水道施設
	北吸	舞鶴海軍軍需部第3区	市役所付属汽缶場
	北吸	舞鶴海軍軍需部第3区	舞鶴倉庫(株)
	余部	舞鶴海軍工廠若宮第2工員宿舎	市養老院
昭31	大波	舞鶴軍港水道、大波加圧ポンプ所	上水道施設
	余部	舞鶴鎮守府第1練兵場	公民館・消防署
	大波	第3海軍火薬廠第2区	日本板硝子(株)
昭32	余部	舞鶴海軍工廠若宮第1工員宿舎	若宮児童公園
	北吸	舞鶴海軍軍需部第1区、第3区	ゼネラル物産(株)
	北吸	舞鶴海軍軍需部第1区	(株)舞鶴合板製作所
	余部	舞鶴鎮守府第1練兵場ほか	公共土木事業資材置場
	大波	舞鶴海軍軍需部大波重油槽	出光興産(株)
	溝尻	海仁会病院	舞鶴市民病院
	浜	舞鶴海軍軍需部第8区	市営冷蔵庫
昭33	朝来地区	第3海軍火薬廠第2区	産業用側線
	浜	舞鶴海軍施設部北吸材料置場	京都府社会労働福祉施設
昭34	余部	舞鶴海軍工廠若宮第2工員宿舎	市立養老院
	和田・下安久・上安	舞鶴海軍警備隊五老岳砲台	五老ヶ岳公園
	和田・下安久・上安	舞鶴海軍工廠	消防ポンプ
	下福井	舞鶴鎮守府築港材料置場	日之出化学工業(株)
昭35	大波	第3海軍火薬廠第2区	日本板硝子(株)

	余部	舞鶴海軍工廠	飯野重工業(株)
	北吸	舞鶴海軍軍需部第1区	(株)舞鶴合板製作所
	北吸	舞鶴鎮守府、北吸小銃射的場	公営住宅敷地
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	舞鶴倉庫(株)
	長浜	舞鶴海軍工廠火工場	東舞鶴漁業協同組合
昭36	浜	舞鶴海軍軍需部第8区	関西衣糧(株)
	浜	舞鶴海軍軍需部第8区	日本海工業(株)
	余部	舞鶴鎮守府中舞鶴官舎	カトリック京都司教区
	大波	第3海軍火薬廠第2区	日本板硝子(株)
昭37	朝来	第3海軍火薬廠第2区	(株)昭和精工所
	大波	第3海軍火薬廠第2区	(株)銭高組
	北吸	舞鶴海軍軍需部第1区、工廠艦材困場	(株)舞鶴合板製作所
	朝来	第3海軍火薬廠第2区	市消防施設
	浜	舞鶴防衛隊第1区	市民運動場
	西	舞鶴要塞舞鶴山堡壘	見樹寺
	西	舞鶴要塞舞鶴山堡壘	松林寺
	西	舞鶴要塞舞鶴山堡壘	妙法寺
	紺屋	舞鶴要塞舞鶴山堡壘	桂林寺
	引土	舞鶴要塞舞鶴山堡壘	円満寺
	境谷	舞鶴海軍工廠第2造兵部	日之出化学工業(株)
	大波	第3海軍火薬廠第2区	日本通運(株)
	今田	舞鶴要塞青谷山砲台	今田地区107名
昭37	長浜	舞鶴海軍工廠火工場	大舞鋳鋼(株)
	大波	第3海軍火薬廠第2区	(株)前田鉄工所
	大波	第3海軍火薬廠第2区	井原築炉建設(株)
昭38	浜	舞鶴鎮守府新舞鶴官舎第1区	市長公舎
	市場	舞鶴鎮守府軍法会議	京都交通(株)
	市場	舞鶴鎮守府軍法会議	楠正吉
	境谷	舞鶴海軍工廠第2造兵部	丸紅飯田(株)
	観音寺	舞鶴海軍警備隊空山防空砲台	京都府無線中継所
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	京都府舞鶴事務局庁舎敷地
	滞尻	舞鶴海軍施設部浮島材料置場	牛尾工業(株)
	白杉	舞鶴要塞白杉補助建設物	水島武雄ほか55名
	野原	舞鶴海軍警備隊空山防空砲台	樋口房次ほか68名
	小橋	舞鶴海軍警備隊空山防空砲台	前田茂ほか72名
	倉谷	舞鶴海軍工廠第2造兵部	広瀬庄太郎
	浜	舞鶴軍港第1上陸場	(株)常塚鉄工所

昭39	下東	舞鶴要塞建部山堡壘 及び 同交通路	下東生産森林組合
	浜	舞鶴軍港第1上陸場	舞鶴燃料(株)
	余部	舞鶴海軍工廠	舞鶴重工業(株)
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	飯野港運(株)
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	西垣林業(株)
	浜	舞鶴海軍軍需部第8区	舞鶴商店街従業員福利厚生協同組合
	倉谷	舞鶴要塞佐風ヶ嶽砲台予定地	伊佐津生産森林組合
昭40	上安	舞鶴要塞、舞鶴練兵場	舞鶴総合職業訓練所敷地
昭41	浜	舞鶴海軍施設部北吸材料置場	市立東乳児保育所
	北吸	舞鶴鎮守府北吸小銃射的場	舞鶴重工業(株)
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	江崎吉雄
	北吸	舞鶴海軍工廠艦材囲場	(株)舞鶴合板製作所
昭42	平	平海兵団	丸玉木材(株)
	平	平海兵団	林ベニヤ産業(株)
	平	平海兵団	丸甚合板(株)
	余部・倉谷	舞鶴海軍工廠本廠 及び 第2造兵部	舞鶴重工業(株)
	観音寺	舞鶴警備隊空山防空砲台	田坪栄吉
	浜	舞鶴海軍施設部北吸材料置場	小野自動車商会
昭43	倉谷	舞鶴海軍工廠第2造兵部	日之出化学工業(株)
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	日本高速輸送(株)
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	西舞鶴本工(株)
	平	舞鶴海軍軍需部大波重油槽	市木材防疫施設
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	岩本雨泳
	余部	舞鶴鎮守府	舞鶴米穀企業組合
	余部	舞鶴鎮守府	日本通運(株)
	余部	舞鶴鎮守府	中央産業(株)
	浜	舞鶴軍港第1上陸場	(株)常塚鉄工所
昭44	長浜	舞鶴海軍工廠火工場	舞鶴機械工業(株)
	長浜	舞鶴海軍工廠火工場	鈴木設備工業(株)
	平	平海兵団	日本木材化工(株)
	長浜	舞鶴海軍工廠工場	同和工業(株)
	下福井	舞鶴鎮守府第6防御区	下福井生産森林組合
	倉谷	舞鶴海軍工廠第2造兵部	伊佐津生産森林組合
昭45	北吸	舞鶴鎮守府北吸小銃射的場	舞鶴重工業(株)
昭46	雁又	舞鶴海軍工廠本廠 及び 火工場	日立造船(株)
昭47	北吸	舞鶴海軍軍需部第3区ほか	市体育館敷地
	市場	舞鶴海軍施設部浮島材料置場ほか	し尿処理施設

	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	第8管区海上保安本部
昭48	大波	第3海軍火薬廠第2区	日本板硝子(株)
	雁又	舞鶴海軍軍需部第4区	日立造船(株)
	平	平海兵団	林ベニヤ産業(株)
	観音寺	舞鶴海軍警備隊空山防空砲台	第8管区海上保安本部
	浜	舞鶴防備隊第1区	大阪防衛施設局
	余部・北吸	舞鶴軍港横内通路	近畿地方建設局
	平	舞鶴海軍軍需部大波重油槽	日本通運(株)
昭49	森	舞鶴海軍軍需部森勤務員宿舍	公営住宅用地
	朝来	第3海軍火薬廠第2区	市土地開発公社
昭50	余部	舞鶴鎮守府	京都地方法務局舞鶴支局
	余部	舞鶴鎮守府	海上保安学校
	北吸	舞鶴鎮守府北吸小銃射の場	近畿地方建設局
	浜	舞鶴海軍軍需部第8区	京都府漁業協同組合連合会
昭52	北吸	舞鶴鎮守府北吸小銃射の場	京都府舞鶴こども療育センター
昭53	北吸	旧舞鶴海洋气象台	市老人福祉センター敷地
	北吸	舞鶴海軍軍需部第1区	市営墓地敷地
	余部	舞鶴鎮守府第1練兵場	大阪防衛施設局
	大波	第3海軍火薬廠第2区	舞鶴漁業協同組合
	北吸	舞鶴海軍軍需部第1区	大阪防衛施設局
昭54	白屋	第3海軍火薬廠第2区	国立舞鶴工業高等専門学校
	吉野	第3海軍火薬廠第2区	市立朝来保育所
昭55	朝来	第3海軍火薬廠第2区	野外活動施設
昭56	余部	舞鶴鎮守府	市立身体障害者福祉センター
	大波	舞鶴海軍軍需部大波重油槽	市立若浦中学校
	浜	舞鶴防備隊第1区	京都府舞鶴総合庁舎
	上安久	舞鶴重砲兵連隊	公営住宅
	浜	舞鶴防備隊第1区	市総合文化会館
昭57	白屋	第3海軍火薬廠第2区	国立舞鶴工業高等専門学校
	長浜	第3海軍火薬廠第1区	大阪防衛施設局
昭58	上福井	舞鶴軍港水道四所気曝所	上水道施設
	浜	舞鶴防備隊第1区	大阪防衛施設局
昭59	吉野	第3海軍火薬廠第2区	青葉山ろく公園
	市場	第8管区海上保安本部竜宮宿舍	公共下水道東終末処理場
昭60	北吸	舞鶴海軍軍需部第1区	大阪防衛施設局
	浜	近畿財務局北吸宿舍	下水道事業代替地
昭61	平	平海兵団ほか	引揚記念公園

	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	(株)福井善四郎本店
昭62	浜	舞鶴防備隊第1区	市総合文化会館駐車場
	吉野	第3海軍火薬廠第2区	学校法人朝来学園
昭63	森	舞鶴海軍軍需部森勤務員宿舎	公営住宅
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	舞鶴倉庫(株)
平元	大波	第3海軍火薬廠第2区	上水道施設
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	近畿運輸局
	松陰	舞鶴鎮守府築港材料置場	公共下水道西終末処理場
平3	浜	舞鶴海軍軍需部第3区	赤れんが博物館
平7	長浜	第3海軍火薬廠第1区	大阪防衛施設局
平8	浜	舞鶴海軍軍需部第8区	商工観光センター